

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める4週間にについての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

3 第1項表中③の申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する女性労働者とする。

(1) 小学校就学前の子を養育する労働者

(2) 2週間以上、常時介護を必要とする次の家族を介護する労働者

イ 配偶者 (事実上婚姻関係にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母

ロ 同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

ただし、申出の方法及び手続きその他③の適用に関し必要な事項については、労使の合意に基づき、別途就業規則に定めるところによるものとする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的 事由	業務の 種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並び に始業及び終業の規則	期間
需要の季節的な増 大への対応のため	自動車 運転者	32	・ 法定休日のうち、2週を通じ 1回 ・ 始業及び終業時刻はあらかじめ 運行予定期で定められてから業者が 終業の時刻とする	平成12年 4月1日 から平成 13年3月 31日まで
	荷役 作業員	6	・ 法定休日のうち、4週を通じ 2回	平成12年 4月1日 から平成 13年3月 31日まで
	自動車 整備士	6	・ 始業時刻 午前6時 ・ 終業時刻 午後5時	平成12年 4月1日 から平成 13年3月 31日まで
毎月の清算事務 のため	経理 事務員	6		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める4週間にについての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成12年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。

平成12年3月14日

株式会社  
労働者代表 松谷 敏章 印

株式会社  
使用者代表 横嶋 裕介 印